

令和元年度各務原市職員採用試験要綱

保育士（大学卒程度・短大卒程度）

（令和2年4月1日採用予定）

各務原市は、しあわせを実感できるまちづくりを目指しています。
専門性を生かし、子どもと保護者の気持ちに寄り添いながら信頼関係を育み、
「子どもの笑顔を増やしていこう」という熱い気持ちを持つ方の申込みを待っています。

1 募集職種・試験区分・採用予定人員・受験資格

以下の試験区分のうち1つのみを選ぶこと。

職種	試験区分	採用予定人員	受験資格（下記の要件をすべて満たすこと。）
保育士	大学卒程度	3人程度	昭和51年4月2日から平成10年4月1日（短大卒程度の区分は、平成12年4月1日）までに生まれた方で、保育士の資格を有する方又は令和2年3月末までに資格取得見込みの方
	短大卒程度		

※ただし、次に該当する方は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 次に掲げる事項のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該当する方
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ウ 各務原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※受験資格等について

- ・ 申込書の記載内容に虚偽、不正等があることが半明した場合、職員として採用しません。
- ・ 採用後に受験資格等に虚偽、不正等が発覚した場合は、採用を取り消します。
- ・ 最終合格後、採用時までには受験資格を満たすことを明らかにする書類（資格免許証の写し、登録証の写し等）の提出が必要です。書類の提出ができない場合は、採用しません。

2 受験申込手続

申込書提出先	各務原市役所 市長公室 人事課 (本庁舎3階北側) 〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
申込方法	所定の申込書及び受験票にボールペン(消えるペンは不可)で必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。また、申込書及び受験票には、同一の写真を貼付してください。 1 窓口に持参し、申し込む場合 各務原市役所市長公室人事課に直接提出してください。 2 郵送で申し込む場合 封筒の表に「受験申込」と朱書きし、簡易書留又は一般書留で送付ください。 ※郵送で申し込む場合は、受験票返送のため、84円分の切手を貼付し、返信先を明記した定形封筒(長形3号)を必ず同封すること
受付期間	1 窓口受付の場合 10月15日(火)～10月31日(木) 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日及び日曜日は閉庁日のため受付できませんのでご注意ください。) 2 郵送受付の場合 10月15日(火)～10月30日(水) 必着 (10月30日より後に到着したものは受付しませんのでご注意ください。)
備考	※申込書の記載が不十分なものや写真の小さなものは、受理しません。 ※受験に際しての提出書類は返却しません。 ※身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、申込書の「その他伝えたいこと」欄にその旨を記載してください。

3 試験の日時・場所

試験	職種	試験科目	日時(2次以降は予定)	試験会場
第1次	保育士	教養 適性検査	11月9日(土)	各務原市産業文化センター (各務原市那加桜町2丁目186番地)
第2次	保育士	実技 面接1	11月下旬	各務原市産業文化センター
		面接2	12月上旬	

※試験中の携帯電話、スマートフォン等の通信機器の使用は禁止します(試験中は電源を切ってください。)。また、時計は計時のための使用に限り認めます。

※試験会場の敷地内は禁煙です。喫煙はご遠慮ください。

4 試験の方法・内容

試験	職種	試験科目	時間	内容
第1次	保育士	教養	2時間	公務員として必要な一般的知能及び知識について、試験区分に応じ大学卒又は短大卒程度の択一式試験
		適性検査	1時間	公務員としての適性を判断する検査
第2次	保育士	実技	職務遂行上必要な技術を有するかどうかを判断する試験	
		面接	面接による人物・性格等の総合判断	

5 第1次試験出題分野

【試験科目：教養】

職種	出題分野
保育士	社会、人文及び自然に関する一般知識 文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能

6 合格発表

試験	発表時期（予定）	発表場所
第1次	11月中旬	市ウェブサイト、市役所前及び各市民サービスセンター前の掲示場に掲示。 合格者のみ郵送で通知します。
第2次	12月中旬	

7 採用の方法

- ① この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、採用候補者名簿に登載された方が全て採用されるとは限りません。
- ② 採用予定時期は原則として令和2年4月1日ですが、最終合格者のうち学校を既に卒業されている方で、当該最終合格者に支障ないときは、採用日を繰り上げる場合があります（必ず行うわけではありません。）。

8 待遇

- ① 初任給（平成31年4月1日現在）は、大学卒程度で186,121円、短大卒程度で166,139円（地域手当を含む。）です。社会人としての職務経歴、最終学歴等に応じて、一定の基準により初任給に加算される場合があります。
- ② 昇給は、原則として年1回です。
- ③ 上記初任給のほか、条例等に定められた支給要件に応じ扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ④ 勤務時間は1日7時間45分、原則として週38時間45分です（勤務先により、異なることがあります。）。

*申込みをされる方へ

各務原市職員採用試験は、皆様の申込みに応じて試験の準備が行われます。これらは全て市民の方より納められた税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験を申し込まれた方は必ず受験されますようお願いいたします。

採用に関する問合せ先

各務原市役所 市長公室 人事課（本庁舎3階北側）
住 所：〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
電話番号：（058）383-1450 《直通》
（058）383-1111 《代表》 内線 2236、2238

◆各務原市役所ウェブサイト (<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>) から申込み書等を取り出すことができます。